



# こどもエコすまい支援事業

# 仕事に活かそう

## 事業者登録が必要

- 交付申請または交付申請の予約までに登録が必要です
- こどもみらい住宅事業者は通常よりも簡易に登録が可能となる予定です

※事業者登録、補助金申請の手続きは事務局のHPでオンラインによる申請

2022年度補正予算により、「こどもエコすまい支援事業」がスタートします。

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等を支援する内容です。各地域のお客様への情報提供を進めましょう。

### 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

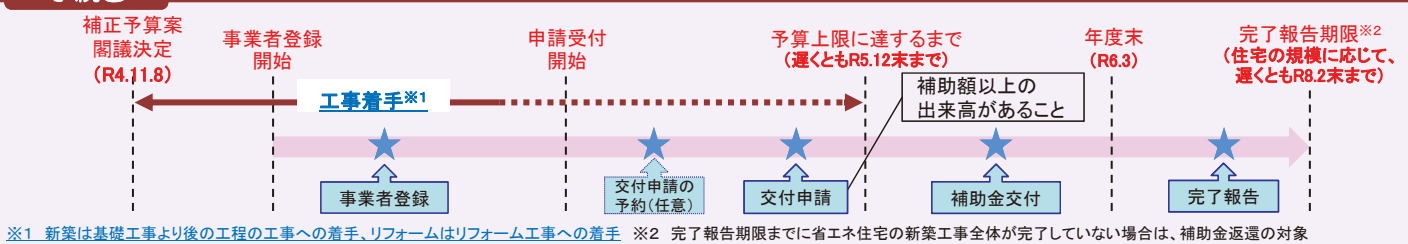
※補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に、**新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)**。

#### 子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

#### 住宅のリフォーム\*

対象住宅	補助額	対象工事	補助額
<b>OZEH住宅</b> (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)  ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は除外とする。	100万円/戸	<b>①住宅の省エネ改修</b>  <b>②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限り。)</b>  ※住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※  ※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

### 手続き



\* 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)とのワンストップ対応を予定

こどもエコすまい支援事業についての詳細は事務局のHPを参照してください

